

平成29年11月21日

記者発表資料

総務部  
財政部

平成29年第4回徳島市議会定例会  
(提出議案等)

1 予算議案 (3件)

- ①平成29年度徳島市一般会計補正予算 (第4号)
- ②平成29年度徳島市食肉センター事業特別会計補正予算 (第1号)
- ③平成29年度徳島市水道事業会計補正予算 (第2号)

2 条例議案 (2件)

- ①徳島市営住宅条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ②徳島市都市公園条例の一部を改正する条例を定めるについて

3 単行議案 (9件)

- ①市道路線の廃止について《23路線》
- ②市道路線の認定について《39路線》
- ③工事請負契約の締結について《徳島市庁舎エレベーター更新工事 (本館西側)》
- ④工事委託契約の締結について《四国横断自動車道 (徳島JCT～徳島東IC) の徳島市域における津波避難場所設置工事委託》
- ⑤工事請負契約の締結について《丈六団地汚水処理場機械設備改築工事》
- ⑥指定管理者の指定について《徳島市夜間休日急病診療所》
- ⑦指定管理者の指定について《阿波おどり会館・徳島市営眉山ロープウェイ》
- ⑧指定管理者の指定について《徳島市立食肉センター》
- ⑨徳島県市町村総合事務組合規約の変更について

4 報告 (15件)

- ①専決処分の報告について《平成29年度徳島市一般会計補正予算 (第3号)》

- ②専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ③専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ④専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑤専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑥専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑦専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑧専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑨専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑩専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑪専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑫専決処分の報告について《訴訟の提起について（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑬専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（交通事故：総務課）》
- ⑭専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：住宅課）》
- ⑮専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（交通事故：資産税課）》

## 5 (追加提出予定議案)

### ①条例議案 (4件)

- (1)徳島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- (2)徳島市議会議員の議員報酬, 費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- (3)常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- (4)徳島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

### ②予算議案 (4件)

- (1)平成29年度徳島市一般会計補正予算 (第5号)
- (2)平成29年度徳島市下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- (3)平成29年度徳島市職員給与等支払特別会計補正予算 (第1号)
- (4)平成29年度徳島市市民病院事業会計補正予算 (第2号)

### ③人事議案 (2件)

- (1)公平委員会委員の選任について
- (2)教育委員会委員の任命について

平成29年度12月補正予算会計別総括表

**一般会計補正予算（第4号）**

【歳入】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	39,928,826	94,706	40,023,532
14 国庫支出金	18,144,757	230,699	18,375,456
15 県支出金	7,131,253	123,248	7,254,501
21 繰越金	32,056	21,418	53,474
歳入合計	97,305,203	470,071	97,775,274

【歳出】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・県	地方債	その他	
2 総務費	7,854,636	8,050	7,862,686	8,050			
3 民生費	45,093,528	453,312	45,546,840	337,979			115,333
6 農林水産業費	1,139,411	8,709	1,148,120	7,918			791
歳出合計	97,305,203	470,071	97,775,274	353,947			116,124

《歳出款別事業別》

- ◎ 総務費 【 8,050千円】

(1) 住民記録システム改修費 8,050千円
- ◎ 民生費 【 453,312千円】

(1) 更生医療給付費 32,057千円

(2) 移動支援事業費 2,782千円

(3) 学童保育事業費 24,037千円

(4) 教育・保育給付費負担金 394,436千円
- ◎ 農林水産業費 【 8,709千円】

(1) 健やか新鮮ブランド産地づくり事業費 6,861千円

(2) 水産業機能強化事業費 1,848千円
- ◎ 債務負担行為補正（追加）

阿波おどり会館指定管理料 （限度額：401,880千円 期間：平成30年度～平成34年度）

## 食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）

### ◎ 債務負担行為

食肉センター指定管理料                      (限度額：131,024千円 期間：平成30年度～平成32年度)

## 水道事業会計補正予算（第2号）

### ◎ 債務負担行為補正（追加）

水道料金等徴収業務                      (限度額：1,135,725千円 期間：平成29年度～平成35年度)

## 平成29年度 12月補正予算の概要

一般会計補正予算（第4号）
---------------

1 「つなぐ」まち・とくしまの実現……………【 453, 312千円】

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| (1) 更生医療給付費     | 32,057千円  |
| (2) 移動支援事業費     | 2,782千円   |
| (3) 学童保育事業費     | 24,037千円  |
| (4) 教育・保育給付費負担金 | 394,436千円 |

2 「おどる」まち・とくしまの実現……………【 8, 709千円】

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| (1) 健やか新鮮ブランド産地づくり事業費 | 6,861千円 |
| (2) 水産業機能強化事業費        | 1,848千円 |

3 行政運営機能の強化……………【 8, 050千円】

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 住民記録システム改修費 | 8,050千円 |
|-----------------|---------|

※ 債務負担行為補正（追加）

- (1) 阿波おどり会館指定管理料

指定管理者の指定に伴い、平成30年度以降に指定管理料の支払義務が生じるため、債務負担行為の補正を行う。

（限度額：401,880千円、期間：平成30年度～平成34年度）

【一般会計予算総額】

補正前の額	補正額	計
97,305,203千円	470,071千円	97,775,274千円

【一般会計補正予算の対前年度比較】

（単位 千円）

区 分	平成28年度	平成29年度	増減額
12月 補正計上額	1,114,486	470,071	△ 644,415
12月 補正後予算額	96,982,593	97,775,274	792,681

## 食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）

### ※ 債務負担行為

#### (1) 食肉センター指定管理料

指定管理者の指定に伴い、平成30年度以降に指定管理料の支払義務が生じるため、債務負担行為を設定する。

（限度額：131,024千円、期間：平成30年度～平成32年度）

## 水道事業会計補正予算（第2号）

### ※ 債務負担行為補正（追加）

#### (1) 水道料金等徴収業務

水道局営業課で行っている業務のうち、検針、収納、窓口、メータ取付取外、システム開発・保守、滞納整理などの業務を民間企業に包括委託するため、債務負担行為の補正を行う。

（限度額：1,135,725千円、期間：平成29年度～平成35年度）



## 平成29年第4回徳島市議会定例会 (条例議案の概要説明)

### ① 徳島市営住宅条例の一部を改正する条例を定めるについて

公営住宅法等の改正に伴い、次のとおり改正する。

#### 1 収入の申告

入居者が、認知症である者、知的障害者、精神障害者その他これらに準ずる者であって、収入の申告が困難な事情にあると市長が認める場合には、収入の申告を不要とするとともに、当該入居者については、官公署の書面の閲覧等により収入の額を認定する。

#### 2 条項の整備等

本条例において引用している条項を整備する等所要の改正をする。

#### 3 施行期日等

公布の日から施行し、前記1については平成30年度分の家賃に係る収入の申告から適用する。

### ② 徳島市都市公園条例の一部を改正する条例を定めるについて

都市公園法の改正等に伴い、公園施設の建築面積の基準の特例等について、次のとおり改正する。

#### 1 公園施設の建築面積の基準の特例

公募対象公園施設である建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する上限を超えることができる範囲は、都市公園法施行令に定める範囲を参酌して当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度とする。

#### 2 運動施設の敷地面積の基準

運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、都市公園法施行令に定める割合を参酌して当該都市公園の敷地面積の100分の50を限度とする。

#### 3 利用の禁止又は制限等

市長は、都市公園の管理上必要があると認められる場合（現行 損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむ

を得ないと認められる場合) には、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができるとする等所要の改正をする。

#### 4 施行期日

公布の日から施行する。